

(四)三年分の小作米三十三俵半のボーピキ

の支拂いは右君のが良好なる地主から十八円を補償する

(五)右君の細君の化粧代として地主から十円を特に出す

(六)昭和八年度の小作米減免は、片野支部では、三割から八割で解決で解决。二日市支部は、一割から五割まで要求し、全体の三分は解決してある。

福岡地区

一、松原支部大納洞之助君外二名は、地主縮生嘉義の土地引上の訴訟に、三年間争斗をつづけ

てきが、十月十八日夜の如き判決によつて組合側の勝訴となつた。

(七)原告の請求は之を棄却す。(八)訴訟費用は地主が支出せし

而し地主は右の判決に不服だと叶かして控訴した。

二、松園支部山田君外二名は、同君等の小作地を、末次鉄工所が買取つて、工場を建てることしたので

一反木戻の換地に反歩歩と金志千月の作離斜を地主に出させて解决

三、同支部石川郁郎君の小作地が、国道敷設のために三百坪^{マツバメイ}ツゲルの、地主依世保市糸山に三千六百円の補償を要求し、十二月七日には、松原支部員の応援をうけ、同支部員三十三名と

共に、国道事務所に土地取用法適用反対の大衆的抗議をし、更らに十一月二十六日には、金平

井の未組織からの応援をあつて、小作地の周囲に鉄條網を張り、翌々月二十九日には、筑紫、

朝倉地区組合員の応援の下に、再び国道事務所に土地取用法適用による土地立入の反対を最

終に抗議したが、国道事務所では、未次鉄工所の例で解決をうめど、言つても無

筑豊地区

一、植木支部島田收造君の小作地を地主有田が取上げ人としてので、原田支部負五十余名の応援によつて

共同刈取を実行し、地主の土地取上の陰謀を叩きつぶした。

二、小作米減免賠着地の損害要求復得斗争に絶へず、大衆行動を以て、斗つてゐた原田支部では、三百石の溜池に幹部が検査士であるや、同日直ちにセ子供全家の勤負をなし、直方署に檢査者

検査の云を行ひ、翌、十三日は親父組合員が再び、放逐要求の大衆行動をした。

北九州地区

一、黒崎支部長介村彦太郎君は、十二月十三日、十三ヶ月分の小作米をボーピキとし、坪走因三十枚を

作爾料として地主に出さることとて、一反余りを返した。

二、八倉支部では、区劃整理反対斗争を勇敢に戦い、測量をするために土地に立入ることを拒絶し

いたが、二月廿日幹部が検査士であるや、殘りの組合員及青年部、婦人、小供全家族が小倉署

に押しかけて放逐を要求した。

以上よく二月事件以前の斗争は各地區文部と、権力的に闘かわれたが、事件前の斗争は充分ではな

い而し、昭和八年度小作米減免斗争は、活潑に斗争がやれるに至つてゐる。

一般報告追加

一、金井事件の犠牲者、下條寅松君は、六月の懲役を終へて九月三日、毛利善八君は、七月三日出獄した。

二、大正十三年基山焼打事件で、年の刑をうけた長野君は、本昨年三月出獄した。

三、久保山君は、昭和七年二月出獄した。

以上